単　位　事　務　名	
超　過　勤　務　手　当 （「超過勤務」の項参照） ＜コード＞０３０９	
根拠および参考法令	鹿児島県職員の給与に関する条例　【職員給与条例15条】 給与条例の運用方針について（通知）　【平成10年12月25日人第131号】【運用】 鹿児島県学校職員の給与に関する条例　【学校職員給与条例９条】 鹿児島県職員の超過勤務手当等の支給に関する規則　【昭和29年３月31日規則22号】 鹿児島県教育委員会給与等事務取扱要領　【平成10年３月３日事務取扱要領】 超過勤務手当の支給率の引上げ等の取扱いについて　【平成22年12月28日鹿教教第414号】 労働基準法　【労基法】 給与関係コード表（職コミ・ライブラリ掲載）　【県発行】 鹿児島県給与データ収集・配信システムマニュアル　【平成25年5月企画部情報政策課】 給与事務処理要綱　【平成５年12月24日会計課長通知】 フルタイム勤務の再任用職員（学校職員）の手当等について 【平成14年６月５日教職員課給与係長通知】
項　目	処　理　方　法
支給要件	1　超過勤務手当は，正規の勤務時間を超えて勤務することを命じられた職員が，正規の勤務時間外に本務に従事した全時間に対して支給される。　【職員給与条例第15条】 ※　予算の範囲で超過勤務は命じ，支給することができる。 【超勤手当規則第２条，事務取扱要領第７条，学校職員給与条例第９条第１項】 ※　再任用職員(フルタイム勤務)にも支給される。 ※　勤務時間が週38.75時間を超えた場合(例：土曜日に体育大会が実施されその週内に振替日が無い場合等)週46.5時間となるので，土曜日の7.75時間分については25／100の手当が発生する。（ただしその週内に年休等がある場合はその時間だけ差引く。） 【職員給与条例第15条第３項】

項　　目	処　　理　　方　　法
	2　正規の勤務時間を超える勤務には，週休日における勤務が含まれる。 【運用第15条関係１】 3　その日の勤務時間が始まる前に超過勤務をしたときは，その日の超過勤務として取り扱う。　【運用第15条関係２（１），超勤手当規則第３条（１）】 4　休憩時間中に所属長の命により勤務した場合は，超過勤務として取り扱う。 （ただし，休憩時間中はやむを得ない場合以外は，命令を差し控える） 【運用第15条関係２（２）】 5　公務による旅行中（出張及び赴任を含む）で，旅行目的地において正規の勤務時間を超えて勤務すべきことを所属長があらかじめ命じた場合において現に勤務し，かつ，その勤務時間につき証明できるものについては，超過勤務として取り扱う。 （ただし，勤務時間の証明が極めて困難であるからこの種の命令はできるだけ差し控える）　【運用第15条関係３，超勤手当規則第３条（３）】 6　休日において，正規の勤務時間を超えて勤務した部分については超過勤務として取り扱う。　【運用第16条関係２】 7　休日等と週休日とが重なった日の勤務は超過勤務として取り扱う。 【運用第16条関係３，超勤手当規則第３条（２）】
時間の計算方法	1　支給の基礎となる勤務時間数は，その給与期間の全時間数（支給割合を異にする部分がある場合は，その異にする部分ごとに各別に計算した時間数）によって計算する。 この場合において，１時間未満の端数時間がある場合は，30分以上は切り上げて１時間とし，30分未満は切り捨てる。　【超勤手当規則第４条，運用第15条関係２の(３)】 2　月60時間を超える超過勤務（日曜日の勤務を除く。）に対する超過勤務手当の支給率を150／100（深夜の時間帯にあっては175／100）に引き上げる。 【給与条例第15条第４項関係】 3　60時間超過時間(2の対象となる時間をいう。)に対する超過勤務手当の一部支給（引上げ分）に代わる措置として，「超勤代休時間」を新設する。 【学校職員勤務時間条例第５条の３，給与条例第15条第５項関係】 ［参考］　時間外労働の手当計算に当って，その月の合計時間につき30分，合計金額につき50銭を境に切り上げ切り捨てることは，「常に労働者の不利となるものではなく事務簡便を目的としたものと認められるから違反としては扱わない。 【昭和24年10月19日　昭和33年２月13日行政実例】 【教育関係者必携の労基法第24条参照】 労働時間が６時間を超える場合においては少なくとも45分，８時間を超える場合においては少なくとも１時間の休憩を労働時間の途中に与えなければならない。 【労基法第34条】
支　給　額	超過勤務全時間に対して支給する。　【職員給与条例第15条第１項】

項　　目	処　　理　　方　　法
１時間当たりの単価算出方法	超過勤務１時間あたりの手当額は，次の算式により算出する。 $\frac{（給料の月額＋特地勤務手当＋\ 特地勤務手当に準ずる手当\quad ）×１２}{３８．７５時間×５２週－（７．７５時間×１８）}$ ※　当該額に，50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げるものとする。 【職員給与条例第15条第１項，第17条】
支　給　方　法	その月分を翌月の給料支給日に支給する。　【超勤手当規則第７条第１項】
電　算　報　告	所属長は，職員の前月分の超勤実績を「超過勤務，夜勤勤務，休日勤務命令簿」（第１号様式）に基づき，「実績手当等報告書」（様式給第14号）により報告する。 【事務取扱要領第８条第１項】
参　考　事　項	１　夜勤手当 正規の勤務時間として勤務した場合に限り，支給されるものである。 したがって，正規の勤務時間を超える勤務として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務した場合は，夜勤手当の対象ではなく，超過勤務手当の対象となる。 【運用第15条の２関係２の（２）】 ２　休日給 (1)　休日における正規の勤務時間における実働時間に対して支給される。 したがって，休日において正規の勤務時間を超えて勤務した場合には，超過勤務手当が支給される。　【運用第16条関係２】 (2)　勤務日が２日にまたがる勤務で，その一日が休日等に当たる場合の休日給には，休日等に当たる日の勤務に対してのみ支給する。　【運用第16条関係５】 ３　休日以外の日で休日給の支給される日 (1)　12月29日から同月31日までの日，１月１日（日曜日に当たる場合に限る），同月２日（月曜日に当たる場合を除く）及び同月３日。 (2)　国の行事の行われる日で知事が定める日。　【休日給支給日】 ４　「週休日」及び「休日」については，下記のとおりである。 (1)　週 休 日 ①　日曜日及び土曜日 (2)　休　　日 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日 12月29日から１月３日(国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く)までの日 【学校職員勤務条例】
超勤手当の報告	所要額を，次により教職員課長（給与係）へ報告する。 確定所要額調(別紙)の報告　　１月中旬（通知文参照） この報告に基づき，５月末，２月中旬に内示額が通知されてくる。